相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市神村町六三三番地一、最後の住所広島県府中市篠根町一〇〇番地　大日学園　被相続人　亡　作田　英則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

広島県福山市春日町一丁目一番三三号

相続財産管理人　司法書士　藤井　孝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡縣三池郡高田町大字南新開七八六番地、最後の住所福岡縣三池郡高田町大字南新開七八六番地　被相続人　亡　**西原**　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十四日

福岡県みやま市高田町濃施一〇九番地四

相続財産管理人　渡邉慎一郎

無縁墳墓等改葬公告

長年にわたり連絡が取れないために、境内墓地整備の一環として無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地および納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年四月二十四日

一、墳墓等所在地　東京都文京区小石川二丁目二三番一四号

一、墳墓の基数及び名称　九基、源覚寺墓地

一、死亡者の氏名　渡辺アイ、大平正則、龍康殿五兵衛、横山八朗、横山婦久子、鶴巻サダ、鶴巻きち、鶴巻昌司、藤丸英胤、藤丸ひさ、瀬谷健次、瀬谷静子、瀬谷正己、望月一太郎、望月さき、望月宇一、望月コト、望月妙子、究竟乗蓮信士（俗名不明）、小林忠**吉**、小林マサ、斉藤春次郎、斉藤千代、斉藤兼**吉**、斉藤重三郎、斉藤章治、斉藤あぐ、斉藤はつゑ、斉藤利三郎、斉藤幸太郎、斉藤信一、斉藤千代子、以上本籍は全て不詳　他本籍及び氏名不詳墓一基

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区小石川二丁目二三番一四号　源覚寺代表役員　三好裕司

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成三十年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十四日

大阪府門真市新橋町二番一一号

東和薬品株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

南　祐子

五井火力発電所更新計画環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　株式会社ＪＥＲＡ

代表者　代表取締役社長　垣見　**祐**二

所在地　東京都中央区日本橋二丁目七番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　五井火力発電所更新計画

種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力　二百三十四万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

千葉県市原市五井海岸一番地及び地先海域

四、関係地域の範囲

千葉県市原市、千葉県千葉市及び千葉県袖ケ浦市

五、評価書の縦覧及び公表の方法並びに期間

①　縦覧場所及び時間

・千葉県環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町一―一）

以上は、午前九時～午後五時

・市原市環境部環境管理課（市原市国分寺台中央一―一―一）／五井支所（市原市五井中央西一―一―二五　サンプラザ市原二階）／市原支所（市原市八幡一〇五〇―二）

以上は、午前八時三十分～午後五時十五分

・千葉市環境局環境保全部環境保全課（千葉市中央区千葉港一―一）／中央区役所地域振興課（千葉市中央区中央三―一〇―八）／美浜区役所地域振興課（千葉市美浜区真砂五―一五―一）／花見川区役所地域振興課（千葉市花見川区瑞穂一―一）／稲毛区役所地域振興課（千葉市稲毛区穴川四―一二―一）／若葉区役所地域振興課（千葉市若葉区桜木北二―一―一）／緑区役所地域振興課（千葉市緑区おゆみ野三―一五―三）

以上は、午前八時三十分～午後五時三十分

・千葉市中央図書館（千葉市中央区弁天三―七―七）

以上は、火曜日から金曜日は午前九時三十分～午後九時　土曜日、日曜日、祝日は午前九時三十分～午後五時三十分

・袖ケ浦市市政情報室（袖ケ浦市坂戸市場一―一）

以上は、午前九時～午後五時

②　縦覧期間

平成三十年四月二十四日（火）から平成三十年五月三十日（水）まで（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。ただし、千葉市中央図書館については、休館日を除く。）

③　インターネットによる公表

当社ホームページにおいても平成三十年四月二十四日（火）から平成三十年五月三十日（水）まで評価書をご覧いただけます。

（ＵＲＬ）http://www.jera.co.jp/

六、お問い合わせ先

株式会社ＪＥＲＡ　発電事業開発本部　発電・エネルギーインフラ部　国内事業推進ユニット　電話〇三―六三二七―五六七四（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

平成三十年四月二十四日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　垣見　**祐**二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年４月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者）の氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①中部電力株式会社　②愛知県知事(4)第19208号　③代表取締役社長　勝野哲　④名古屋市東区東新町１番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市東区東新町１番地　中部電力株式会社　代表取締役社長　勝野哲